



まちづくり物語

令和5年度の工事施工状況について

幸手駅西口土地区画整理事業の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和5年度の工事においては、都市計画道路西口停車場線と区画道路の道路築造工事を行いました。

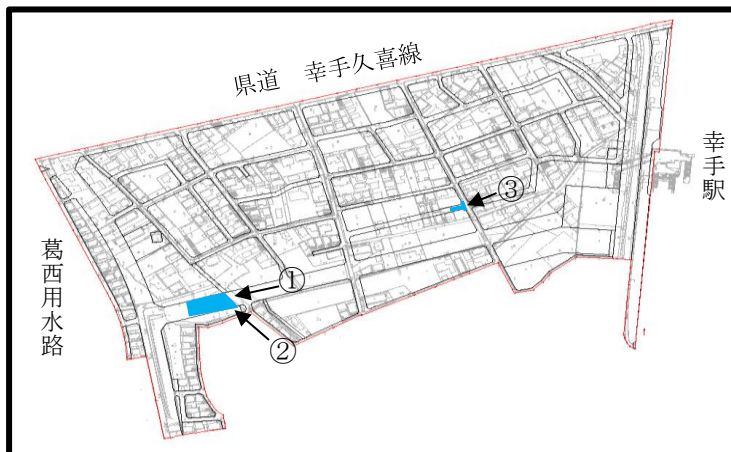
①（都）西口停車場線



②（都）西口停車場線



③ 区画道路6-6号線



令和6年度の工事予定箇所につきましては、
別紙、令和6年度工事予定箇所図にてご確認ください。

◆土地区画整理法76条に基づく許可申請についてのお願い◆

施行地区内において、建物の増築・改築や工作物（ブロック塀、浄化槽、コンクリート舗装など）の設置・移設を行う場合は建築行為等の許可申請（土地区画整理法第76条第1項）の手続きが必要になります。

審査に2週間程かかりますので、工事着手日の2週間以上前に申請してください。

新築した工作物等が隣接地に越境していた場合は、越境部分を是正いただくこととなりますのでご注意ください。

◆所有権移転等の申告についてのお願い◆

所有権移転、住所・氏名の変更、相続、借地権の取得をされた方は、各種申請・申告の更新手続きが必要となります。

なお、売買や相続等に向けて仮換地状況をご確認したい場合にも、お気軽にご相談ください。

◆引渡しを行った仮換地の管理について(お願い)◆

幸手市では、仮換地の指定や物件移転によりご協力いただいた土地について、現在、施行者管理地として管理を行っている土地があり、毎年定期的に除草等を実施しております。

仮換地の指定を受けた権利者の方については、土地に面する道路の整備や宅地の造成が完了し、土地の利用が可能になった段階で、仮換地の引渡し（使用収益開始）が行われ、その日より土地の管理をしていただくことになります。

土地の未利用（空き地）により雑草を繁茂させたままにしておくと、衛生上の問題や交通事故、火災の原因にも繋がりますので、定期的に除草をするなど管理をしていただくようお願いいたします。

◆連絡先◆

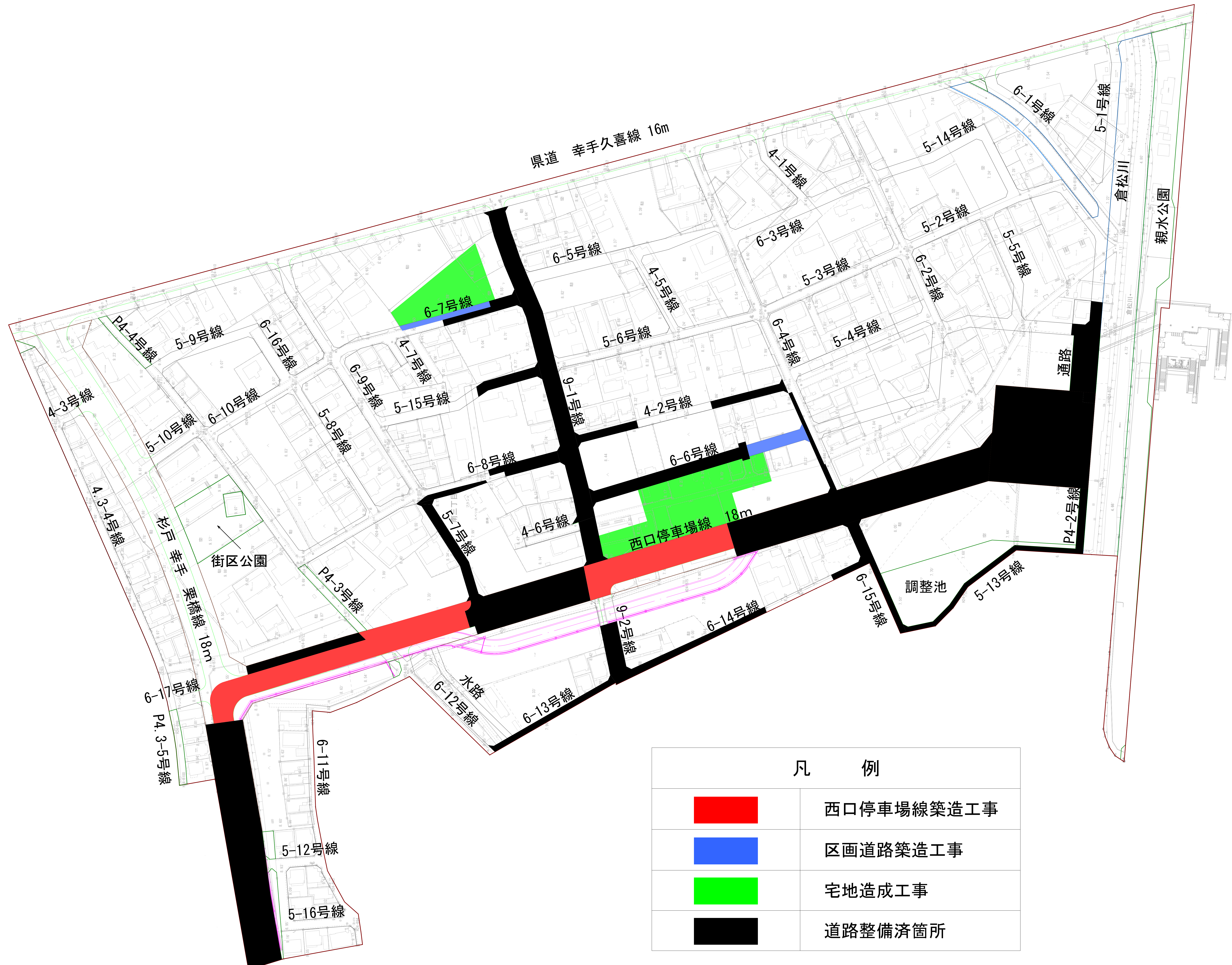
このニュースについてのご意見、
お問い合わせなどお気軽にお寄せ
下さい。



幸手市 建設経済部 まちづくり事業課
幸手市南2丁目7番3号 幸手駅西口土地区画整理事務所
電話 0480-44-3366 FAX 0480-43-5565
E-mail machizukuri@city.satte.lg.jp

令和 6 年度 工事予定箇所図

縮尺 1/2,000



凡 例



西口停車場線築造工事



区画道路築造工事



宅地造成工事



道路整備済箇所